総務委員会資料

令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第117号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

資料 新旧対照表

令和3年8月31日 総務企画局

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する条例	関する条例
平成27年10月15日条例第67号	平成27年10月15日条例第67号
(略)	(略)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の	第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条	利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条

第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

合について準用する。

る場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合に あっては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規 定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務 の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者 を含む。以下同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合におい て、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場2

報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供)

|第4条 | <mark>法第19条第11号</mark>の規定に基づき特定個人情報を提供することができ||第4条 | <mark>法第19条第10号</mark>の規定に基づき特定個人情報を提供することができ| る場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合に あっては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規 定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務 の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者 を含む。以下同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合におい て、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場 合について準用する。

第2項及び第19条第10号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情

朝表第1(第3条関係) 期表第1(第 執行機関 事務 執行機関 1~4(略) 1~4(略) 5市長 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金	改正前
1~4 (略) 1~4 (略) 5 市長 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管	3条関係)
5 市長生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管	事務
律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立 給付金若しくは進学準備給付金の支給 <mark>、被保護者健康管</mark>	
の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの